

令和7年度教科等領域別研究会 部会運営要項

大津市教育センター

1 部会活動

- (1)各部会は、年度当初に定めた研究主題や年間計画に基づいて自主的、主体的に研究を推進する。
- (2)各部会においては、創意工夫を生かした活動を行うものとする。(例えば、研究授業、授業研究、研究成果物等の編集、実態調査、情報交換、実践交流、研修会など)
- (3)各部会において開催する公開授業・研究会等を各校1名以上悉皆の研修または主任会として位置づけることができる。その際、事前に教育センターへ連絡し、開催日の1ヶ月以上前に各学校園に通知する。(悉皆の研修は、部会長より通知する。主任会は、教育センター所長と部会長の連名で教育センターより通知する。)
- (4)教職5年目までの教員が選択研修として参加することから、年間の予定が決定後、部会員に周知する。
- (5)教育センターが実施する研修講座の機会を利用して、部会を開催し研修することができる。
- (6)夏季休業中を中心に、部会研修会を部会員以外にも広く公開して行うことができる。(公開研修講座)
- (7)年度末に、年間研究活動の成果を「活動の記録」としてまとめる。

2 部会組織、研究主題および年間計画

- (1)部会長は、年度当初に部会組織(事務局担当、研究推進委員など)、研究主題、年間計画等を決定する。必要に応じて地域別あるいは学年別などの小部会を組織することができる。
- (2)部会長は、決定した事項について、第1回部会開催後、速やかに「教科等領域別研究会年間計画(様式1)」により教育センター所長あて報告する。

3 費用負担

- (1)年間計画に基づいて開催された部会の費用(原則、講師謝礼・消耗品)は、予算の範囲内で教育センターが負担する。
- (2)講師招聘を伴う部会開催については、教育センターが年間1万円(交通費を含む)を限度として負担する。ただし、1ヶ月前までに報告しなければならない。(大津市職員、および大津市立学校園教職員については、原則として、講師謝礼を支払わない。)
- (3)1-(6)により公開研修講座を開催し、講師を招聘する場合は、前項(2)の規定によらず、教育センターが定める基準に照らし予算の範囲内で講師謝金を負担する。
- (4)部会開催に必要な消耗品がある場合は、早めにセンターに問い合わせる。

4 部会開催

- (1)部会は、部会長が招集する。ただし、部会長が決定するまでの間については、教育センター所長の承認のもとに開催することができる。開催にあたっては、部会員が計画的に参加できるよう早期通知を心がける。
- (2)部会開催回数は、年間4~5回程度とする。また、開催日は原則として、火・木・金曜日とする。

(3)開始時刻は原則以下の通りとし、終了時刻を16時45分までとする。

①授業研究会の場合 13時00分～

②上記以外の場合 15時30分～

(4)使用する施設については、部会事務局担当が事前に連絡をとり、確保する。

(5)事務局担当は、開催2週間前(ただし、講師招聘を伴う場合は1ヶ月前)までに、**様式2-①**により部会員のいる学校管理者および「教育センター部会担当」あてに開催通知と施設使用依頼を庁内メール・校支援内部メールにて送付する。

*集会区分が「授業研究会(公開)」の場合は、**様式2-①**により1ヶ月前までに全校園と「教育センター部会担当」あてに送付するものとする。

*悉皆とする場合は、1ヶ月前までに**様式2-②**により、悉皆とする範囲の全学校園と「教育センター部会担当」あてに送付するものとする。

(6)開催にあたっては、必ず事前の出席確認を行い、積極的な参加を促す。

(7)開催通知を受理した学校園は、**様式3**または部会が指定した方法で、出欠の報告をする。

(8)部会終了後、部会役員は、**様式4**により速やかにその結果を教育センター所長まで報告する。
また、欠席者あて研究協議記録の送達などに配慮する。

5 非常変災時・その他緊迫事態が発生した場合について

(1)中止または延期について

① **一日及び午前のみの場合**:当日の午前7時現在で、大津市内に「特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されている場合には、中止または延期します。この場合、所属長の指示に従ってください。

② **午後のみの場合**:当日の午前11時現在で、大津市内に「特別警報」または「暴風を含む警報」が発表されている場合には、中止または延期します。この場合、所属長の指示に従ってください。

(2)危ぶまれる場合について

地震等の不測の災害が発生して、開催が危ぶまれる場合は、部会長の指示に従ってください。
この場合は、部会長から大津市教育センターへ電話で連絡してください。